

令和4年9月定例会 総務委員会（事前）

令和4年9月9日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

増富委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、委員各位に御報告いたします。

昨日開会されました議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち、当委員会に関係する議案第1号、令和4年度徳島県一般会計補正予算（第6号）については、本日の委員会で十分審議の上、9月14日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料（その2））

- 議案第2号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第10号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 報告第4号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第6号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

松林警察本部長

それでは、6月定例会以降の治安情勢等、主要施策の推進状況について御報告いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

本年8月末現在、刑法犯の認知件数は1,424件、昨年同期と比較して28件減少し、検挙件数は793件と154件増加しております。また、高齢者を中心として幅広い年齢層で被害が広がっている特殊詐欺事件は被害件数が21件と、昨年同期と比較して2件減少しておりますが、被害総額につきましては約4,445万円と約1,100万円増加しております。

この種の犯罪は、その手口や被害対象が次々に変化するという特殊性があることから、関係機関や団体と連携の上、タイムリーな広報啓発活動を推進するなど、被害の未然防止に努めているところです。また、犯行グループやその周辺者の取締りについても、引き続き

き、強力に推進してまいります。

来る10月11日から10日間、全国地域安全運動が開催されますが、この運動において防犯ボランティア団体等と連携し、特殊詐欺の被害防止をはじめ、子供と女性の犯罪被害防止を重点に各種取組を推進することとしており、この運動を契機に、更に防犯気運を高めてまいります。

第2は重要犯罪等の徹底検挙です。

本年8月末現在、殺人、強盗等の重要犯罪を11件認知し、本年発生した事件は全て検挙しております。

重要事件の発生は、県民の体感治安に直結し、不安を増大させるものであることから、事件を認知した際には、より多くの捜査員を投入するほか、現場における鑑識活動を徹底するなど、迅速的確な初動捜査を展開し、早期解決に努めてまいります。

また、組織犯罪対策等については、国際送金サービス利用に係る暴力団組長による私電磁的記録不正作出・同供用事件、金属バットで飲食店のドア等を破壊した暴力団組員による建造物損壊事件を検挙したほか、液体大麻を共同で所持した4名共謀による大麻取締法違反を摘発するなどしております。

引き続き、暴力団犯罪をはじめ、薬物・銃器事犯、来日外国人犯罪等の取締りに努めてまいります。

第3は交通死亡事故の抑止です。

交通事故死者数については、昨日現在13人と昨年同期と比較して10人減少しております。

本年発生の死亡事故の特徴としては、死者に占める高齢者の割合が高いこと、第一当事者に占める高齢ドライバーの割合が高いことなどの特徴が挙げられます。

今月21日から秋の全国交通安全運動が実施されますが、期間中は、関係機関、団体と連携し、子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全確保を推進するほか、飲酒運転等、重大事故に直結する悪質、危険な違反取締りを強化してまいります。

なお、今後、日没が早まり、薄暮時における事故の増加が懸念されることから、こうした時間帯における街頭活動を強化し、更なる事故防止に努めてまいります。

第4は大規模災害、テロ等への対処です。

本年も各地で自然災害による被害が発生しており、特に北日本の豪雨では東北地方を中心に甚大な被害が発生しました。

本県警察といたしましては、本格的な台風シーズンに入り、災害の発生が懸念されることから、自治体や関係機関と連携した実践的な訓練、装備資機材の習熟訓練等を繰り返し行い、有事の際に即応できる態勢の確保に努めているところです。

また、本年7月から開催されました全国高等学校総合体育大会につきましては、事前の諸対策を推進し、警衛警備を実施したことにより、テロや雑踏事故等の未然防止に努めたところであります。

第5は組織基盤の強化です。

地域警察再編計画に基づく交番、駐在所の再編状況につきましては、藍住町内への大型交番の設置やそのほかの交番、駐在所について、計画に基づき着実に推進しているところです。

今後も、変化する治安、地域情勢や県民の方々のニーズ等を踏まえながら、より環境に配慮した施設、車両整備に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、県警察においても職員の感染者数が増加し、職場内でのクラスターや留置施設内での感染事例が発生しましたが、バックアップ体制の運用等により業務を継続いたしました。

引き続き、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、業務の継続に支障を及ぼすことがないように配慮してまいります。

以上、主要施策の推進状況について御説明いたしました。

委員の皆様には、引き続き、警察活動に対する御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

船本警務部理事官

私からは、お手元の総務委員会説明資料（その2）に基づきまして、令和4年度一般会計予算9月補正予算案について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表ですが、総額で3,032万7,000円の増額補正をお願いしております。

次に、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について、御説明いたします。

資料の上から2番目に記載してあります警察本部費の管理運営費として3,032万7,000円の増額補正をお願いしております。

この経費は、燃料費等の高騰に伴う電気料金単価の引上げにより、警察本部をはじめとする合計18施設の電気料金支払額の不足見込みが生じたため、増額補正するものでございます。

以上、令和4年度一般会計予算9月補正予算案について御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

友永警務部長

私からは、その他の議案等のうち、条例の一部改正について御説明します。

お手元の総務委員会説明資料（その2）の3ページ目を御覧ください。

その他の議案等にありますが、（1）条例案、ア、徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

改正の理由につきましては、地方公務員法の一部が改正され、管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度及び定年前再任用短時間勤務の制度が設けられるとともに警察法の一部が改正され、管理監督職勤務上限年齢に達している特定地方警務官に係る特定任命の制度が設けられました。

本県においては、職員の定年等に関する条例の一部が改正され、職員の定年が65歳に段階的に引き上げられるとともに、これらの制度が導入されることとなります。このことを踏まえ、定年前再任用短時間勤務警察職員の給与を定めるとともに、60歳を超える国家公務員に係る給与に関する特例を設ける等の措置が講ぜられたことに鑑み、旧定年以後の警

察職員の給料月額等について同様の改正を行うものでございます。

続きまして、説明資料の4ページ目を御覧ください。

改正の概要でございますが、（イ）のaの徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、定年前再任用短時間勤務警察職員の給料月額、諸手当等を定めること、当分の間、60歳を超える警察職員の給料月額について60歳の7割水準とすること、管理監督職勤務上限年齢制による降任等をされた警察職員には、降任等の前日に受けていた給料月額の7割水準となるよう、差額に相当する額を給料として支給すること等、必要な規定を整備するものでございます。また、特定地方警務官のうち特定任命により徳島県地方警察職員となったものについても、同様の規定を整備いたします。

（イ）のbの徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、（イ）のaの条例と同様、定年前再任用短時間勤務制が設けられたことに伴い、再任用短時間勤務警察職員の名称を定年前再任用短時間勤務警察職員に改正するものです。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。

以上で条例案の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日浦首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について御報告いたします。

お手元の説明資料の5ページを御覧ください。

交通事故が3件です。

1件目は、美馬警察署員の運転する公用二輪車が市道上で交差点を左折した際、対向中の普通乗用車と衝突した事故で、賠償金額53万3,428円で和解いたしました。

2件目は、小松島警察署員の運転する事故処理車がアパートの駐車場に進入する際、赤色灯をアパート外壁に衝突させた事故で、賠償金額29万8,430円で和解いたしました。

3件目は、徳島板野警察署員が捜査用車両で県道を進行中、左折のため停止中の普通乗用車に追突した事故で、賠償金額12万3,018円で和解いたしました。

次に、説明資料の6ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故が3件です。

1件目は、小松島警察署員が交通事故捜査中、自動車に搭載のSDカードの取り出し方を誤り、データを毀損させた事故で、賠償金額2万2,000円で和解いたしました。

2件目は、交通部交通指導課員が交通事件捜査で押収した自動二輪車を押して移動中、制服の金具部分が接触し、車体に傷を付けた事故で、賠償金額16万5,000円で和解いたしました。

3件目は、阿波吉野川警察署員が家屋内でドアを開放して捜査活動中、ドアが風にあおられ、閉まった衝撃でガラスを破損させた事故で、賠償金額2万2,000円で和解いたしました。

専決処分の報告は以上です。

船本警務部理事官

その他、報告事項はございません。

増富委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしく願います。

それでは、質疑をどうぞ。

須見委員

先ほど首席監察官から報告のあった交通事故に係る専決処分について、何点か伺いたいと思います。

警察は24時間体制で事故、事件への対応や管内パトロールなど、業務の特殊性から、交通事故を起こしやすかったり、リスクが高いとは理解しておりますが、6月定例会に続きまして今回も3件の交通事故の報告を受けております。事故の報告がある度に、言い方は非常に悪いですが、県民の模範となる警察職員がこれほど多くの交通事故を起こしていかげなものであると感じているところでございます。

掘り返すようで申し訳ないのですが、過去5年間における交通事故のうち、専決処分の報告件数の推移を教えてくださいたいと思います。

日浦首席監察官

過去5年間の交通事故に係る専決処分の報告件数につきましては、平成29年度が16件、平成30年度が22件、令和元年度が16件、令和2年度が11件、令和3年度が10件となっております。平均すると毎年度15件前後で推移しているところでございます。委員の御指摘のとおり、本年度は先ほど報告した3件を含めて6件となります。

須見委員

本年度6件あるということで、平均に近づいているように思います。多少の増減はあるみたいですが、賠償事案に発展する交通事故だけで1年で15件前後あるとのこと。この件数をできるだけゼロに近づけていくためにも、職員による交通事故の特徴や傾向を知ることが重要と考えておりますが、どのように分析しているのか教えてください。

日浦首席監察官

交通事故の傾向や特徴でございますが、過去5年間の職員に過失がある交通事故につきましては、ほとんどが物損事故でございます。

事故の特徴といたしまして、運転者の年代別では20代が約43パーセント、30代が約32パーセント、運転する機会の多い若手職員が多数を占めているところでございます。

次に、事故の原因につきましては、その約8割が安全不確認によるもので、方向変換中に静止物等に接触するなどの安全不確認による事故が約44パーセント、後退中の安全不確認による事故が約33パーセントとなっております。運転技術が未熟なことや注意力が散漫であったことが大きな要因であると考えているところでございます。

須見委員

若手職員や運転技術が未熟なこと、注意力が散漫であったことが大きな要因であったとことです。こういった分析を踏まえた上で職員による交通事故が毎年発生している現状についての認識と、再発防止に向けて様々な指導や教育を行っていると思いますが、どのような取組を行っているのか、併せてお伺いいたしたいと思っております。

日浦首席監察官

職員の公用車による交通事故防止につきましては、これまで繰り返し注意喚起を行っているところでございますが、なかなか減少に至っていない状況でございます。現場活動の機会が多いとはいえ、県民に交通安全、交通事故防止を呼び掛ける立場の県警察といたしまして、効果的な取組により、職員の交通事故防止を図る必要があると考えているところでございます。県警察では、公用車の事故実態を踏まえ、昨年度から運転する機会の多い職員を中心に、運転技能訓練を実施しているところでございます。

また、運転訓練に加えまして、職員の交通事故防止の機運を高めるため、本年7月下旬から10月下旬までの約3か月間、全警察署を対象に各署の事故防止施策等を評価する競技会を実施しているところであります。今後も、こうした取組を継続的に行いまして、職員の運転技術の向上と交通事故防止の機運を高めてまいりたいと考えております。

須見委員

答弁にもありました全警察署を対象とした競技会とはどのようなものでしょうか。もう少し、詳しく教えていただけたらと思っております。

日浦首席監察官

御質問のありました競技会について、御説明いたします。

競技会は、交通事故防止チャレンジ競技会との名称で、県警察の交通事故防止の機運を高めるため、全警察署員を対象に実施しているものでございます。

競技会の概要は、開催期間内に各警察署が実施した事故防止施策と、期間最終日に行う競技大会の結果を総合評価いたしまして順位を決するというものです。具体的には、開催期間内における警察署独自に行った運転訓練や教養システムを活用した教養実施状況、公用車の無事故日数を評価するとともに、安全運転に主眼を置いた四輪車、二輪車による競技大会の結果を総合して評価いたします。なお、職員の意識高揚を図るため、上位3署には表彰を行う予定であります。本取組によりまして、職員の交通事故防止の機運を高め、職員事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

須見委員

冒頭にも申しましたが、警察職員の事故はやむを得ない部分もあろうかと思っております。とは言いまでも、警察職員の運転マナー等は県民にとっても非常に注目度の高い部分であると感じております。

また、交通事故を起こしてしまうと、その処理のために本来出動すべき事案に対応でき

ないなど、ほかの職員に与える影響も少なくとも考えられますので、先ほど様々な答弁していた内容をしっかりと履行していただき、交通事故はもとより、交通違反防止にも努めていただき、県民の模範であり続けていただきたいと要望いたしまして質問を終わります。

東条委員

監察事案について、質問させていただきます。

先日、8月30日の新聞に載っていたのですけれども、前美馬警察署副署長による職員への不適切な言動があったということで、本部長訓戒処分にしていただけだったとの新聞がありました。副署長といえ、やはり本来はコンプライアンスを守らせたりハラスメントを防止する立場ですのに、ハラスメントを起こしていたというのは本当にびっくりしました。

今回の事案の概要について、詳しく説明していただきたいと思います。

日浦首席監察官

本件は、本年5月下旬、当時、美馬警察署副署長であった50代の男性警視が、飲酒会合の席上で女性職員を不快にさせる性的な言動を行ったものであります。調査の結果、当該職員の不適切な言動が明らかとなりまして、8月18日、本部長訓戒の措置を行ったところでございます。

東条委員

今言われたように、記事では職場の飲み会の席で性的な発言をして複数の女性を不快にさせたとあり、明らかにセクハラに該当すると思います。風通しの良い職場にするためには、今後、こういった事案をなくすためにはどんな対策をされるのか、それとセクハラやパワハラについての研修が定期的に行われているのかということも教えていただきたらと思います。

日浦首席監察官

今回の事案につきましては、部下を指導すべき立場の幹部職員が複数の女性職員を不快にさせる不適切な言動をしていたもので、県警察といたしましては、いまだにセクハラに関する意識が希薄であったことを重く受け止めているところでございます。

県警察では、これまで、ハラスメントのない職場環境づくりに努めてまいりましたが、今回の事案を受けまして、改めて、幹部職員による全職員を対象とした巡回指導を実施し、職員の倫理観を高める取組を行っております。

今後も、全職員に対する指導、教養や研修などを繰り返し行いまして、ハラスメントのない職場環境づくりに努めてまいります。

東条委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどのセクハラ事案もそうなんですけれども、やはりお酒の席ということで、9月6

日の新聞にも掲載されていたのですけれども、お酒に伴う事案で4名の職員が処分を受けているとのこと。この処分についても、こういった行為をとらえて、どのような処分をされたのか、説明していただけますか。

日浦首席監察官

本件は、本年5月中旬、警察署で勤務する30代の男性警部補が、同僚3名と飲酒中に泥酔して寝込み、起こそうとした女性客の顔を手でたたいて軽傷を負わせたというものでございます。調査の結果、当該職員の行為が明らかとなりまして、9月5日、本部長訓戒の措置を行いました。また、当該職員が泥酔するまで飲酒したのを制止しなかったことに対して、同僚1名を本部長注意、2名を所属長注意の措置としているところでございます。

東条委員

今回、セクハラ的事案もトラブル事案も飲酒が絡んでいる処分事案となっています。決して飲酒をするなどとは言いませんけれども、飽くまでも見本となる警察職員です。先ほど須見委員も言われたように県民が注目している職業ということで飲酒に絡む不適切な事案をどのように今後防止していくつもりなのか、お考えをお聞かせください。

日浦首席監察官

委員の御指摘のとおり、今年度に入りまして、飲酒会合における不適切事案が立て続けに発生しております。いずれも私行上のこととはいえ、分別がつかなくなるまで飲酒泥酔し、処分事案に発展したことにつきましては、堅実な生活態度を保持すべき警察職員としてあるまじき行為であり、誠に遺憾であると考えているところでございます。

この度の事案を受けまして、県警察では、全ての幹部職員に対しまして、部下職員の酒量や酒癖等を踏まえた身上指導の徹底のほか、全警察職員に対しまして、適切な飲酒の在り方について改めて指示したところでございます。今後も、節度ある飲酒についての指導を徹底し、飲酒に絡む不適切事案の絶無を期することで信頼回復に努めてまいります。

東条委員

飲酒についてもよろしくお願いします。

2020年6月のパワハラ防止法のスタートに合わせて、セクハラ規制の強化策というのも盛り込まれています。これまではグレーゾーンであった言動もハラスメントとして取り上げるというような、社会の認識も変わってきているというように思っています。

昭和の時代が終わっていると言ってもいいくらいかなと思っているのですけれども、世代によって認識の差が出てきている。昨日も議員も気を付けるようにということでハラスメントの研修がありました。

ハラスメントも飲酒の在り方も、職員一人一人がしっかり認識していただいて、全職員が気持ちよく働ける環境というのを目指して再発防止に努めていただくということで要望させていただきます、質問を終わります。

北島委員

先ほど、須見委員から交通事故、また東条委員からは処分事案の質疑がなされておりましたが、今後、県警察においてはしっかりと襟を正していただきまして、県民の負託に応えられるよう職務に努めていただきたいと冒頭をお願いするところでございます。

私からは、1点、先ほど本部長から報告がありました。新たな手口の詐欺に関する質問をさせていただきます。

特殊詐欺につきましては、県民の皆様方へ注意喚起という観点から、さきの6月議会で私に取り上げさせていただき、県内の特殊詐欺情勢や主な手口等について答弁を頂いたところでございます。しかしながら、先ほど、本部長から前年同期と比べると特殊詐欺の被害総額が約1,100万円増加したとの報告がありました。

加えて、先日の新聞報道ですが、新たな詐欺の手口と思われるインターネットバンキングを悪用する詐欺事案の予兆電話が県内で複数件確認されたとの報道がございました。このような特殊詐欺情勢につきましては、依然として厳しいと感じているところであります。今のところ、県内においてそのような手口による送金被害の発生は確認されていないとのことですが、今後、新たな手口として県民の脅威となる可能性があるとは私は十分感じております。

そこで、この新たな事案はどのような手口なのか。そして、県警察ではどのような対策をとっているのか。さらに、県民の皆様はどのようなことに今後気を付ければいいのかについて教えていただけますでしょうか。

勝瑞生活安全企画課長

インターネットバンキングを悪用した詐欺事案は、他県において被害が発生しており、本県においても7件の予兆電話を認知しているところでありまして、発生が懸念されるところでございます。

この手口は、市町村や金融機関の職員を名乗り、保険料等の払戻しがある、支払手続に必要ななどと言って、預貯金口座の口座番号や暗証番号を聞き出すものでございます。その情報を基に被害者名義のネットバンキングを開設し、その機能を悪用して、被害者の預貯金を知らないうちに犯人側の口座に不正送金してだまし取るものでございます。既存の口座をネットバンキングに登録するには、運転免許証等の本人確認書類は必要なく、口座番号、暗証番号、氏名等を入力するだけで手続が可能となっております。

この犯罪の被害に遭わないためには、預貯金口座の番号や暗証番号を絶対に他人に教えないということが重要であります。県民が被害に遭わないため、各警察署に対してあらゆる機会を通じた啓発を指示しているところであり、引き続き、啓発活動を展開して県民の防犯意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

北島委員

今の答弁でありましたが、ネットバンキングの登録には、運転免許証等の本人確認書類は必要ない、口座番号、暗証番号等を入力するだけで手続ができるということで、通常の使い方では便利な形なんです。こういった詐欺については非常に危ない仕組みになって

いるということが理解できました。

この度、徳島中央署では被害を未然に防いだということで、徳島市内のJAの支所に感謝状を贈呈していましたが、この種の事案の被害未然防止には、警察のみならず金融機関、またコンビニ等との様々な連携が必要不可欠だと思います。引き続きまして、被害の未然防止と犯人の検挙を見据えていただきまして、積極的、効果的な対策、広報啓発活動をしていただきますよう要望いたしまして、質問を終わります。

増富委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時09分）